

地域における給油所過疎対策への取組に関する調査の結果

総務省中国四国管区行政評価局（局長：田中敦仁^{たなか あつひと}）は、給油所の減少により、自家用車等への給油や移動手段を持たない高齢者世帯の灯油の確保等に支障を来す給油所過疎問題が全国的な課題となっていることから、令和元年7月から、地域における給油所過疎の実態や給油所を維持するための取組について調査しました。

調査結果に基づき、令和2年4月23日、当局は、経済産業省中国経済産業局に対して必要な改善を図るよう通知するとともに、地域において参考となるような給油所の存続に向けた取組事例を取りまとめましたので、公表します。



- 調査実施時期 令和元年7月～2年4月
- 調査対象機関 中国経済産業局
- 関連調査等対象機関

島根県、岡山県、広島県、市町村、給油所、県石油商業組合、JA全農

（※）調査対象とした市町村は、浜田市、美郷町、邑南町、津和野町、津山市、高梁市、真庭市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、吉備中央町、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市及び世羅町の計20市町村。うち、8市町村において9か所の給油所を調査

【本件照会先】

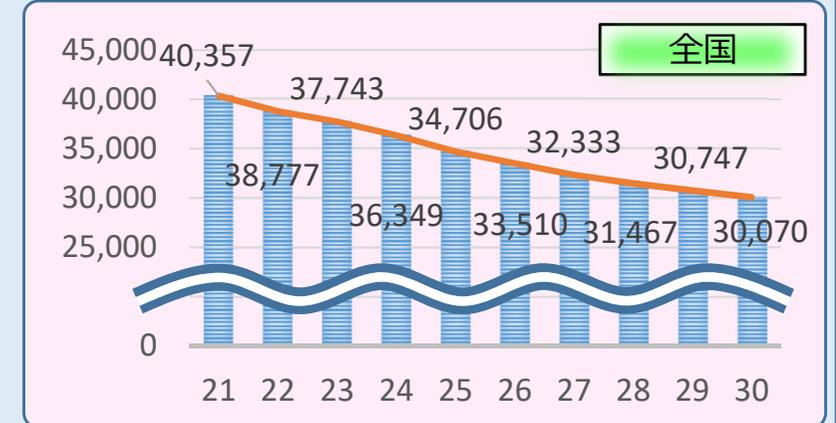
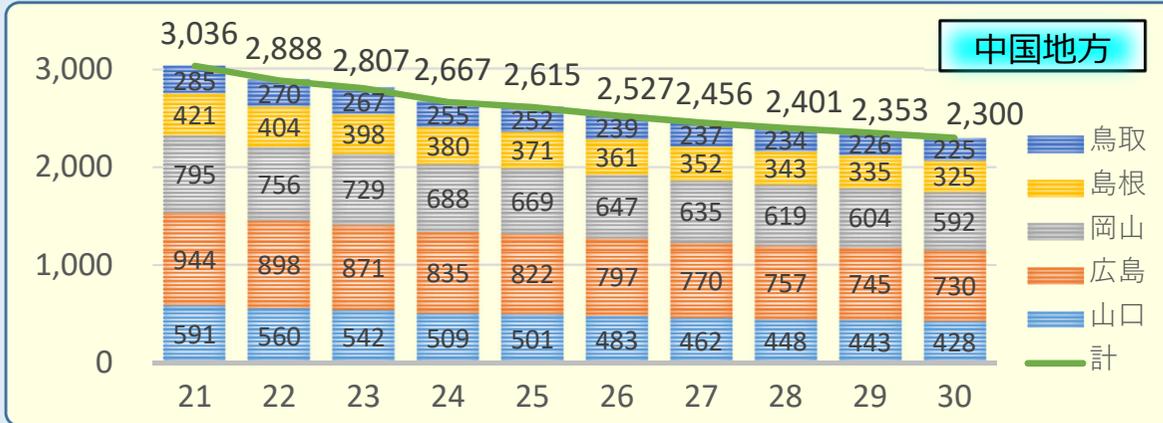
総務省中国四国管区行政評価局 評価監視部第5評価監視官 佐藤 義久

電話：082-228-6359 E-mail：cgk13@soumu.go.jp

調査の背景・視点及び調査事項

- 中国地方における給油所数は、3,036か所（平成21年度末）から2,300か所（平成30年度末）に減少（10年間で24.2%減）
（全国では同期間に40,357か所から 30,070か所に減少（25.5%減））

<平成21～30年度の給油所数の推移>



調査の背景・視点

1 中国地方における給油所の分布

- 経済産業省は、都道府県別の給油所数の推移を集計・公表

2 関係機関における給油所過疎対策の取組

- エネルギー基本計画において、地元自治体のリーダーシップの下、事業者や地域住民などの関係者が連携し、給油所過疎対策に取り組むことを求めるとともに、資源エネルギー庁は、「SS過疎地対策」（※）を推進

（※）市町村内の給油所が3か所以下の市町村を「SS過疎地」、最寄りの給油所までの道路距離が15km以上離れている住民が所在する市町村を「道路距離に応じたSS過疎地」と定義し、これらの地域を中心とした給油所過疎対策の取組

3 給油所存続に向けた地域の取組

- 一部の地域においては、撤退する事業者に替わり、地域住民が主体となって給油所の運営継続に取り組んでいるとの情報あり

調査事項

- 中国5県の給油所の所在を分析し、平成合併前の市町村区域で給油所数が3か所以下となる区域の分布状況を表す地図等を作成

⇒ P2及び「参考資料1（県別地図）」を参照

- 中国経済産業局、県、市町村における給油所過疎対策の実施状況を調査
- 地域住民、県石油商業組合、JA全農にも意見を確認

中国経済産業局に対する謝辞事項あり（P3参照）

- 中国管内において、給油所の廃止に当たって、地域住民等が給油所の存続に向けて取り組んだ9事例を調査し、他地域での取組の検討の一助となることを目的とした事例集を作成
- ⇒ P4及び「参考資料2（事例集）」を参照

1 中国地方における給油所の分布

調査内容

- 中国地方の107市町村のうち、「SS過疎地」は16町村が該当（平成31年3月31日時点）
- 平成の合併以前の市町村単位で集計した場合、給油所数が少なく、住民生活に影響が生じる懸念がある地域が多数存在する可能性が考えられることから、本調査では、平成の合併以前の市町村単位で給油所数が3か所以下となる区域を分析

【分析結果】

過半数の区域（175/318）が給油所数が3か所以下となる区域に該当

⇒ 上記の分析結果を踏まえ、中国管内における給油所が3か所以下の旧市町村が一覧できる地図を作成

※ その他、給油所数が3か所以下の旧市町村区域で、かつ、過疎去に基づき過疎地域に該当する区域が一覧できる地図も作成

○ 中国5県のSS過疎地の分布

鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	計
4/19市町村 (21.1%)	2/19市町村 (10.5%)	5/27市町村 (18.5%)	2/23市町 (8.7%)	3/19市町 (15.8%)	16/107市町村 (15.0%)

○ 平成の合併以前の市町村区域で、給油所数が3か所以下となる区域

鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	計
26/39区域 (66.7%)	31/59区域 (52.5%)	46/78区域 (59.0%)	43/86区域 (50.0%)	29/56区域 (51.8%)	175/318区域 (55.0%)

各県の詳細は、別ファイル「参考資料1（県別地図）」を参照

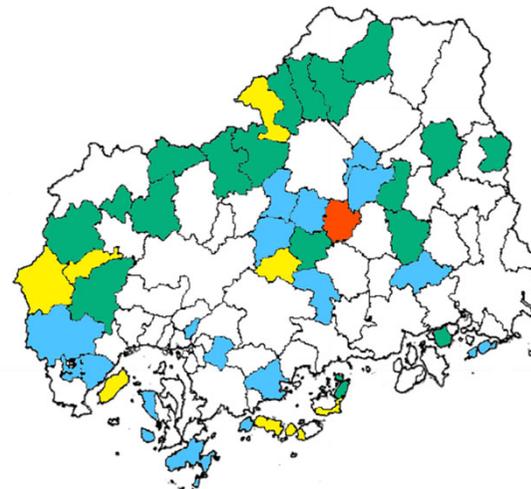
作成した地図の例（広島県）

SS過疎地の分布



給油所数	該当市町村数
0か所	なし
1か所	なし
2か所	なし
3か所	2町

平成の合併以前の市町村区域で、給油所数が3か所以下となる区域の分布



給油所数	該当区域数
0か所	1区域
1か所	8区域
2か所	17区域
3か所	17区域

(注) 1 当局の調査結果による。 2 本地図は、国土地理院の白地図 (<https://maps.gsi.go.jp/>) を当局が加工して作成。 3 本地図は、「地図による小地域分析 (jSTAT MAP)」を利用し、平成12年国勢調査実施日時点の区域に基づいてSS数を集計して作成。 4 本地図は、我が国の領土を網羅的に記したものではありません。

調査内容

- ・ 中国管内の給油所過疎対策に関係する行政機関（中国経済産業局、3県（島根県、岡山県、広島県）、20市町村（浜田市、美郷町、邑南町、津和野町、津山市、高梁市、真庭市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、吉備中央町、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市及び世羅町）における給油所過疎対策の実施状況を調査
- ・ 上記の20市町村に居住する地域住民（計42人）、5県石油商業組合、J A全農（中国エネルギー事業所）からも意見等を確認

関係機関における給油所過疎対策

- **現時点で給油所過疎対策に取り組む市町村は少数**
 - ・ 調査対象20市町村のうち、すでに給油所過疎対策の実施・検討を行っているのは5市町村
 - ・ 対策が行われていない理由は、現時点で給油所過疎の問題が顕在化していないとの認識
 - ・ 一方、長期的な対策の必要性は感じているものの、対策の検討について、どう取り組んでよいかわからない、方針に迷うとする意見が多数
- 中国経済産業局は「SS過疎地対策」の周知等を行っているものの、調査対象市町村の**多数が取組内容を未把握**
- 市町村からも、**情報交換、意見交換の場を求める意見**が多数

地域住民の意見

- 近隣の給油所の状況について、**多くの住民が不便・不安を認識**

関係機関（石油商業組合、JA全農）の意見

- 行政の主導による**関係者の問題意識の共有、対策の検討の場が必要**と認識

主な通知事項（通知先：中国経済産業局）

地域に最も身近な存在である市町村が給油所過疎対策の必要性を認識するとともに、将来的にリーダーシップを発揮し、給油所の存続に向けて取り組むことができるよう、次の措置を講ずることが必要

- ① 関係機関による協議、情報共有等の場を各県ごとに設け、連携を強化
- ② 協議、情報共有等の場において、SS過疎地対策の取組を周知（まずはSS過疎地や取組への意欲のある市町村を対象とし、順次拡大）
- ③ 上記の協議、情報共有等の場において、当局の調査結果も活用

調査内容

◆ 中国管内において、地域住民や団体、事業者、市町村等が一体となって給油所の存続に向けて取り組み、継続的な運営に結びつけている**9事例**を調査（調査事例の選定に当たっては、総務省の行政相談委員から提供された情報も活用）

各取組事例の詳細は「参考資料 2（事例集）」を参照

9 事例の取組内容

【9 事例の類型】

① 地域住民等が中心となり取り組んでいるもの（5事例）

ゆの会（岡山県高梁市）、あまね運営協議会（岡山県津山市）、吉野地区の未来を考える会（岡山県勝央町）、生桑振興会（広島県安芸高田市）、川根振興協議会（広島県安芸高田市）

② 民間事業者等が中心となり取り組んでいるもの（3事例）

JALしまねいわみ中央地区本部（鳥根県浜田市）、作州かがみの森林組合（岡山県鏡野町）、有限会社トムミルクファーム（広島県東広島市）

③ 市町村が中心となり取り組んでいるもの（1事例）

西粟倉村（岡山県西粟倉村）

⇒ 地域住民を中心とする運営組織が引き継いでいる事例には以下のような共通点

- ① 取組に当たって、住民意見を把握し合意を形成（住民主体で運営することの意思確認、住民出資等）
- ② 運営継続を検討するための話し合いの場（協議会等）の設置
- ③ 責任ある運営組織（任意団体や株式会社等の法人等）の設立

※ その他、行政機関からの支援（政策への位置付け、補助金の給付等）や事業者の協力（開鎖予定の給油所施設の利用許可等）等を得ている事例もあり。



【給油所存続に向け残された課題】

各給油所運営組織は、今後も給油所運営を継続していくための課題について、以下のよう認識

- ① 給油所を維持していくためには**膨大な費用が必要**（地下タンクの電気防食工事や入替え等の更新費用等の確保が困難）
- ② 後継者や危険物取扱者等の**人材確保**（給油所運営は利益が少ないため、後継者に運営を引き継ぐことに不安）



まとめ（当局見解）

上記課題や、人口の減少、電気自動車の普及等の環境の変化も考慮すると、給油所の当面の存続は可能だとしても、今後の給油所運営はさらに厳しさを増すものと考えられる。地域住民の生活拠点の確保という観点からも給油所は存続することが好ましく、そのためには、課題解決を給油所運営組織だけに担わせるのではなく、**将来的に地方公共団体がリーダーシップを発揮し、給油所の存続に向けて取り組むことができるよう、関係機関が連携して解決方策を検討していくことが必要**と考えられる。